

令和7年度 富士宮市立東小学校における「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月10日

本方針は、人権尊重の理念に基づき、東小学校すべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

富士宮市立東小学校における「学校いじめ防止基本方針」



「いじめは、どのような理由があろうとも、許されない行為である。」
このことを誰もが分かっているにもかかわらず、いまだにいじめを背景としたこどもの生命や心身に危険が生じる重大な事案が、全国各地で後を絶ちません。

いじめからこどもを守るためには、周りの大人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどのこどもにも、どこでも起こりうる」といった意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。また、学校では、いじめが起きにくい、互いを認め合えるよりよい人間関係や学校風土をつくり出していく必要があります。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。平成25年9月には、社会総がかりでいじめの問題に対処するため、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

本校でも国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」を受け、関係諸機関等との連携のもと、「富士宮市立東小学校における『学校いじめ防止基本方針』」を策定しました。

本方針は、人権尊重の理念に基づき、東小学校すべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができることを目的にしたものです。

1 いじめ問題に対する基本的認識

「いじめをなくしたい」

こども、保護者、教職員、地域住民等、すべての人の願いです。
いじめをなくすためには、基本的な考え方を共有し、いじめの問題の克服に向けて、連携・協力して取り組むことが大切です。

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。
いじめの表れとして、以下のような態様が考えられます。



- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりなどひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンやスマホ、携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題調査項目より

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられたこどもの思いによりすることが必要です。また、いじめには様々な表れがあることに気をつけて、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認し、「いじめではないのかな?」「重大事案に発展する可能性があるな」という目で見て積極的に認知していくことが必要です。

(2) いじめの理解と対応

いじめは、どのこどもにも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせや冷やかしやからかい、悪口、仲間はずれ、無視などの「暴力を伴わないいじめ」は、多くのこどもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせる可能性があります。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、「暴力を伴わないいじめ」について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、いじめられた経験を全く持たなかったこどもは1割程度、いじめた経験を全く持たなかったこどもも1割程度であり、このことから、多くのこどもが入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験していると考えられます。

加えて、いじめた・いじめられたという二者関係だけでなく、学級や校外活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりするこどもがいるなど、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらないこどもがいることにも気をつける必要があります。集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるよう取り組みます。

2 いじめの防止に向けた取組（方針）

いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象とした、いじめの未然防止の観点が必要であると考え、以下の取組を推進します。

【家庭での取組】

(1) いじめについての指導

いじめはおこってはいけないものだということを指導し、また適切な人間関係の持ち方について助言をします。

(2) いじめ防止の措置への協力

国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めます。

【学校の取組】

学校は、中核となる常設の組織「いじめ防止等対策委員会」を置きます。

- ・学校内外におけるいじめを未然に防止し、早期発見、対応に努めます。

- ・学校の管理職、生徒指導主任、学年主任、養護教諭・スクールカウンセラーで構成します。
- ・情報の収集、記録、共有や取組方針の企画立案等、定期的に打合せを行います。

（１）いじめについての共通理解を図ります

- 職員会議で「学校いじめ防止基本方針」や「いじめの共通理解」「いじめの問題への取り組みチェック表」を活用し、いじめの様態や特質、背景、具体的な指導上の留意点などに関して周知を図ります。
- 「人権意識チェック表」を活用し、教師の人権意識の高揚に努めます。
- 学年主任者会で毎月のこどもの表れを把握し、適切な対応を検討します。
- こどもに対しても、朝礼や全校集会、**道徳の授業**、学級活動などで、校長や生徒指導主任、教職員が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人として絶対に許されない行為」であることの理解を促します。

（２）いじめが起こりにくい集団づくりに努めます

- 教職員はこども理解を深め、こどもとの信頼関係を基盤として、いじめが起こりにくい集団をつくるよう努めます。
- こども同士の望ましい人間関係に根ざした温かな集団づくりに努め、いじめの発生を防ぐよう努めます。
 - ・人間関係づくりプログラム①～⑤
(1学期中に4回に実施、2学期1回実施)
 - ・学級や学年、異学年集団等による活動
- 授業の中での規律等を大切にし、分かる授業づくりを進めます。また、全てのこどもが参加、活躍できる授業を工夫するよう努めます。

（３）こども自らがいじめについて考える場や機会を設定します

- いじめを自分の問題としてとらえ、「観衆者」や「傍観者」をなくすために、こども自らが「いじめ」について考える場や機会を設ける。「東小いじめを考える日・ぼかぼか集会」
- 道徳の時間では、いじめに関連する道徳的価値について、こどもがじっくりと考えを深められるよう指導します。
- 学級活動、児童会活動などでは、日常生活との関連を図り、こどもが主体的にいじめをなくすために取り組む活動の充実を図ります。
「あいさつ運動」「東っ子ぼかぼか集会」「よいこと見つけ」「ハートのポスト」

3 いじめへの対処に向けた取組

いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。

【家庭での取組】

日々の児童の言動に留意し、その様子を見守ります。いじめを認知した場合には、必要に応じて学校に連絡し対応を協議します。

【学校の取組】

いじめを認知した場合には、学年主任や生徒指導主任に報告し情報を全体で共有します。その後指導、支援したり、見守ったりしていく中で、いじめの深刻化を未然に防ぐ努力をします。その支援のために事案を全職員が知った上で、何かあれば担当に報告するという体制を整えます。

家庭、地域等と連携し、こどもの健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応する必要があります。また、重大ないじめ事案発生時は、緊急に「いじめ防止等対策委員会」を開いて対応を協議するなど、組織的にいじめの問題に取り組むために中核的な役割を担います。

（１）認知

- 日頃から、こどもの見守りや信頼関係の構築等に努め、こどもが示す小さな変化や危険信

号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的にこどもの情報交換を行い、情報を共有するよう努めます。

- たとえ小さな兆候であっても、いじめの可能性を疑い、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、認知するよう努めます。
- 定期的なアンケート調査、教育相談の実施等により、困り感を訴えやすい体制を整えます。
- スクールカウンセラーの利用、電話相談窓口について広く周知するとともに、児童及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整えます。

(2) いじめへの対処（支援・指導）

- いじめの兆候を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、複数の教職員で情報を共有します。
- いじめの態様等に即した対策チームを編成し、今後の対応について検討し対処します。必要に応じて、PTA会長・同副会長にも協力を要請します。
- 被害児童、及び、いじめを知らせてきた児童の安全を確保し、傷ついた心を支える支援も行います。
- 加害児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、今後の人間関係が良好なものとなるよう指導します。

4 学校・家庭・地域の連携

- 保護者懇談会の開催、学校・学年だよりの発行、HP等を通し、いじめ防止対策や対応について家庭や地域での共通理解を図ります。
- 学校はインターネットによるいじめ問題等、保護者に広く啓発し、家庭での目配りを依頼します。
- 学校はいじめが確認された場合は、態様に応じ保護者に事実関係を伝え、いじめを受けたこどもとその保護者に対する支援や、いじめを行ったこどもの保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。
- 学校は地域全体で「いじめは絶対に許されない」という認識を広めるために、PTAや地域の会合等でいじめ問題など健全育成について課題にしたり、話し合ったりする場を設けるようお願いします。
- 必要に応じて中学校と情報を交換し、連携して継続的にいじめ問題に対応します。

5 教育委員会や関係機関等との連携

【重大事案への対処】

- いじめによりこどもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いと認められる場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方など対応を相談します。
- いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、富士宮警察署と連携して対処します。また、こどもの生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに富士宮警察署に通報し、適切に援助を求めます。

参考資料等

- ・いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)
- ・いじめの防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日文部科学大臣決定)
- ・静岡県いじめ対応マニュアル(平成25年静岡県・市町教育委員会代表者会発行)
- ・生徒指導リーフシリーズ(平成24年～27年国立教育政策研究所発行)